

第 2 1 号 議 案

令和 7 年 3 月 1 9 日

合同訓令の一部改正について

府中町職員人事評価実施規程の一部を改正する訓令を次のように定めることについて、
教育委員会の審議に付する。

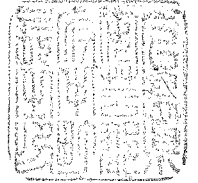
府中町教育委員会教育長

(別 紙)

府総発第5823号
令和7年3月10日

府中町教育委員会教育長
新田 憲章 様

府中町長 寺尾 光司
(総 務 課)



合同訓令の一部改正について（協議）

このことについて、別紙のとおり一部改正することについて協議します。

訓令名

府中町職員人事評価実施規程（平成28年合同訓令第2号）

改正理由

一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（令和6年法律第72号）
の施行に伴い、引用する項番号を整理するもの。



府中町職員人事評価実施規程の一部を改正する訓令（案）

府中町職員人事評価実施規程（平成２８年合同訓令第２号）の一部を次のように改正する。

第４条第１号イ中「附則第９条第２項」を「附則第９条第６項」に改める。

附 則

この訓令は、令和７年４月１日から施行する。

府中町職員人事評価実施規程新旧対照表

現 行	改 正 後
第1条～第3条 [略]	第1条～第3条 [略]
第4条 [略]	第4条 [略]
(1) [略]	(1) [略]
ア [略]	ア [略]
イ 法第22条の4第3項に規定する 定年前再任用短時間勤務職員又は地 方公務員法の一部を改正する法律 (令和3年法律第63号) <u>附則第9 条第2項</u> に規定する暫定再任用職員 (以下「定年前再任用短時間勤務職 員等」という。) 毎年4月1日か ら9月30日まで及び10月1日か ら翌年3月31日まで。ただし、当 該期間の中途において定年前再任用 短時間勤務職員等となった職員につ いては、町長が別に定める。	イ 法第22条の4第3項に規定する 定年前再任用短時間勤務職員又は地 方公務員法の一部を改正する法律 (令和3年法律第63号) <u>附則第9 条第6項</u> に規定する暫定再任用職員 (以下「定年前再任用短時間勤務職 員等」という。) 毎年4月1日か ら9月30日まで及び10月1日か ら翌年3月31日まで。ただし、当 該期間の中途において定年前再任用 短時間勤務職員等となった職員につ いては、町長が別に定める。
ウ [略]	ウ [略]
(2) [略]	(2) [略]
第5条～第15条 [略]	第5条～第15条 [略]